

## 自動車交換契約書（案）

1. 交換による取得自動車の種別等  
別紙のとおり
2. 交換による引渡自動車の種別等  
別紙のとおり
3. 契約金額（交換差金）  
金 円  
（内消費税及び地方消費税額 金 ）
4. 納入期限  
令和3年8月31日（火）
5. 納入場所  
別紙のとおり
6. 契約保証金  
免除

上記自動車の交換について、支出負担行為担当官 北海道運輸局長 加藤 進を発注者とし、 代表取締役 を受注者として次の条項により交換契約を締結する。

- 第1条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ないでこの契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約から生ずる債権を譲渡してはならない。
- 第2条 受注者は、自動車を納入しようとするときは、納品書を提示してその旨を発注者に届け出るものとし、発注者は、遅滞なく検査を行うものとする。
- 2 前項の検査には、受注者も立ち会わなければならない。  
ただし、受注者が立ち会わないときは発注者は単独に検査を執行しその結果を受注者に通告するものとする。
  - 3 前項ただし書きの場合において、発注者が通知したにもかかわらず立ち会わないときは、発注者の検査の結果に対し受注者は不服を述べる事ができない。
- 第3条 受注者の納入に要する費用、回送及び引渡しに要する費用、検査及び引渡しのための変質、変形、消耗、毀損等の損失は、すべて受注者の負担とする。
- 第4条 受注者が納入する自動車の引渡しは、発注者が合格品と認め検査を終了したときに終るものとする。
- 2 引渡前に生じた自動車の亡失、毀損等はすべて受注者の負担とする。  
ただし、発注者の故意又は重大な過失に因った場合はこの限りでない。
  - 3 納入自動車の検査の結果、合格しないときは受注者は直ちに当該自動車を引取りその代品を発注者の指定した日時までに納入するものとする。
  - 4 前項の代品を納入する場合には本契約の諸条項を準用する。
- 第5条 発注者より受注者に引渡す自動車は、受注者が納入する自動車の検査終了後評価当時の現状有姿のまま引渡場所において引渡すものとし、受注者は直ちにこれを検査のうえ引取るものとする。
- 2 前項の交換が終了した後において、発注者の交換自動車に瑕疵を発見しても受注者は異議を申し立てないものとする。
- 第6条 発注者は、本契約が完了した後でも種類、品質又は数量に関して本

契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、発注者の指示により生じたものである場合（ただし、受注者がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときを除く）を除き、受注者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

- 2 発注者が、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に關し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内（数量の不足については5年以内）に受注者に通知することを要する。ただし、受注者が第2条の物品の納入時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第7条 代金は、発注者が検査合格後受注者から適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

- 2 発注者の責に帰する事由により、前項の支払が遅れた場合は、受注者は発注者に対して、支払期限到来の日の翌日から起算して支払う日までの日数に応じて年2.5パーセントの割合で遅延利息を請求することができる。

第8条 受注者は、天災地変その他受注者の責に帰さない事由により所定の期限内に納入することができないときは、発注者に対しその事由を明らかにして納入延期を求めることができる。

- 2 前項の求めがあるときは、発注者は審査のうえその延期を承認することができる。

第9条 受注者が理由なくして所定の期限内に納入しないときは、発注者は納入期限到来の日の翌日から起算して納入当日までの日数に応じて、契約金額に対し年3.0パーセントの割合をもって延滞料を徴収する。

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が解約を申し出たとき
- (2) 所定の期限内又は期限経過後相当の期間内に納入する見込がないことが明らかなきとき。
- (3) この契約の履行に関して受注者又はその代理人（下請人は代理人とみなす）若しくは使用人等に不正の行為があったとき
- (4) 納入自動車が不合格となったとき
- (5) 前各号のほか受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき
- (6) 受注者が破産の宣告を受け又は無能力者となり、若しくは居所が不明となったとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき
  - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
  - (ロ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (ハ) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員

を利用するなどしたと認められるとき

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

(ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(ヘ) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(ト) 受注者が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（(ヘ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき

(8) 発注者の都合により契約の解除をするとき

第11条 受注者は、前条の第1号から第5号及び第7号の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、前条第1号の場合において受注者の責に帰さない事由のときはこの限りでない。

第12条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するもの

であるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金の利息を発注者に支払わなければならない。

第13条 この契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し双方記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(発注者) 札幌市中央区大通西10丁目  
支出負担行為担当官  
北海道運輸局長 加藤 進

(受注者)

## 別紙

## 1. 交換による取得自動車の種別等(発注者が受注者より取得する自動車)

| 種別         | 用途 | 年式 | 車名 | 型式 | 台数 | 金額  | 納品場所                       | 付属品等  |
|------------|----|----|----|----|----|-----|----------------------------|---|
|            |    |    |    |    | 1台 | 金 円 | 北海道運輸局<br>旭川運輸支局<br>(稚内庁舎) | カーナビゲーションシステム<br>リアカメラ<br>スタッドレスタイヤ<br>(アルミホイール組込含む)<br>(4本)<br>フロアマット(一式)<br>スノーブレード(一式)<br>サイドバイザー(一式)<br>ドライブレコーダー |
| 小 計        |    |    |    |    |    | 金 円 |                            |   |
| 消費税及び地方消費税 |    |    |    |    |    | 金 円 |                            |   |
| 合 計        |    |    |    |    |    | 金 円 |                            |   |

2. 交換による引渡自動車の種別等(発注者が受注者に引渡す自動車)

| 種別         | 用途 | 年式    | 車名          | 型式        | 台数 | 金額  | 引渡場所                       | 登録番号       |
|------------|----|-------|-------------|-----------|----|-----|----------------------------|------------|
| 小型         | 乗用 | 平成14年 | トヨタ<br>アリオン | UA-ZZT245 | 1台 | 金 円 | 北海道運輸局<br>旭川運輸支局<br>(稚内庁舎) | 旭川500ㄧ2211 |
| 小 計        |    |       |             |           |    | 金 円 |                            |            |
| 消費税及び地方消費税 |    |       |             |           |    | 金 円 |                            |            |
| 合 計        |    |       |             |           |    | 金 円 |                            |            |

# 仕様書

1. 件名 自動車交換契約
2. 概要 一般公用車として使用する。
3. 性能・諸元等
  - ① 種類 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)(グリーン購入法)第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和3年2月19日変更閣議決定)」の「13-1自動車」に該当する未登録の乗用自動車であること。  
なお、国土交通省より指名停止措置を受けている者の製造にかかる車両を除く。
  - ② 車体の形状 乗車定員5名で5ドアのステーションワゴンタイプとする。
  - ③ 総排気量 1,800CCクラス～2,000CCクラス  
※なお、ハイブリッド車は、ガソリンエンジン及び電気モーターを組み合わせたものであり、そのうちガソリンエンジン部分の排気量が1,500CCクラス以上のものとする。
  - ④ 使用燃料 レギュラーガソリン
  - ⑤ 駆動方式 四輪駆動
  - ⑥ 車両重量 1,500kg以下
  - ⑦ 車両長さ 4.3m以上
  - ⑧ 変速機 ATまたはCVT
  - ⑨ 台数 1台
  - ⑩ 装備品 カーナビゲーションシステム  
・HDD方式又はSD方式(バックモニター付でナビへの接続含む)  
※テレビチューナーは無効とすること。  
寒冷地仕様
  - ⑪ 付属品 スタッドレスタイヤ、アルミホイール・組込含む(4本)  
フロアマット(一式)  
スノーブレード(一式)  
サイドバイザー(一式)  
ドライブレコーダー(セットアップ含む。)
  - ⑬ 塗色 標準色とし、落札後に決定する

## 4. 交換により下取りとする自動車

詳細は、別添自動車検査証の写しによる

- (1)旭川運輸支局 2002年式トヨタ アリオン  
(稚内庁舎) 塗色:シルバー (夏・冬タイヤ引き取り含む)  
走行距離:118,509km(令和3年4月7日現在)

#### 5. 証明書等の提出

入札に参加する者は、納入する車両の規格等について、「応札車両証明書」及び「性能等証明書」を提出し、環境性能その他、当局の仕様に適合していることの確認を受けなければならない。

提出期限:令和3年5月19日 15時

提出先 :北海道運輸局総務部会計課 調度管財係

※仕様の適合を確認できるカタログ等(1部)及び令和1・2・3年度一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

#### 6. 納入期限

令和3年8月31日(火)

#### 7. 納入場所及び下取り車の引渡場所

旭川運輸支局 稚内市開運2丁目2番1号  
(稚内庁舎)

#### 8. 取扱説明等

納入業者は、自動車納入時に注意事項等の取扱説明を行うこと。

#### 9. 契約不適合責任

- (1) 納入後、発注者の責によると認められない故障・不具合が発生した場合は、受注者は無償で修理等を行うこととする。但し、その保証期間はメーカー保証基準とする。
- (2) 構造上の欠陥等により重大な故障・不具合が発生した場合は、前記に関わらず、受注者は無償修理等を行うものとする。

#### 10. 諸費用について

- (1) 自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、リサイクル料は別途発注者が負担する。
- (2) 次の費用は納入事業者の負担とする。
  - ① 車庫証明書申請費用
  - ② 登録代行手数料
  - ③ 納車費用
  - ④ 下取り費用(下取り車の運送費用含む)
  - ⑤ その他の手続き費用



#### 11. 連絡指示事項

本仕様書の各項目に不明な点がある場合は、担当職員と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。

#### 12. 検 査

検査については、納品時に検査職員が行う。

#### 13. その他

4. に示す自動車の所有権は、受注者に譲渡する日をもって、当該自動車の最終所有者ではなくなる。よって既に預託済みの資源化預託金等を受注者に請求するので、受注者は別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付するものとする。

そのため、引き渡す予定の自動車の預託済の再資源化預託金等は、入札金額と相殺しないものとする。

なお、再資源化預託金等の預託証明書は、上記納付の確認後、引き渡すものとする。

番号 00290 A

# 自動車検査証

令和 1年 6月 25日

旭川運輸支局長

|               |   |             |               |            |                    |        |       |       |        |        |       |       |        |
|---------------|---|-------------|---------------|------------|--------------------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 自動車登録番号又は車両番号 | 旭川 500 つ 2211   | 登録年月日/交付年月日 | 平成 14年 6月 25日 | 初度登録年月     | 平成 14年 6月          | 自動車の種別 | 乗用自動車 | 用途    | 乗用自動車  | 自動車用の別 | 箱型    | 車体の形状 | [001]  |
| 車名            | トヨタ   | 台番号         | [194]         | 長さ         | 5m                 | 乗車定員   | 5人    | 最大積載量 | 1280kg | 高さ     | 169cm | 前後軸重  | 1555kg |
| 型式            | ZZT245-0007-248   | 原動機の型式      | 1ZZ           | 総排気量又は定格出力 | 455cm <sup>3</sup> | 燃料の種類  | ガソリン  | 幅     | 148cm  | 前後軸重   | 770kg | 前後軸重  | 510kg  |
| 型式            | UA-ZZT245   | 型式指定番号      | 11213         | 類別区分番号     | 0002               |        |       |       |        |        |       |       |        |
| 所有者の氏名又は名称    | 北海道運輸局  |             |               |            |                    |        |       |       |        |        |       |       |        |
| 所有者の住所        | 北海道札幌市中央区大通西10丁目  |             |               |            |                    |        |       |       |        |        |       |       |        |
| 使用者の氏名又は名称    | 北海道運輸局 旭川運輸支局   |             |               |            |                    |        |       |       |        |        |       |       |        |
| 使用者の住所        | 北海道旭川市春光町10   |             |               |            |                    |        |       |       |        |        |       |       |        |
| 使用の本拠の位置      | 北海道稚内市開運2丁目2-1  |             |               |            |                    |        |       |       |        |        |       |       |        |
| 有効期間の満了日      | 令和 34年 6月 24日   |             |               |            |                    |        |       |       |        |        |       |       |        |
| 備考            | <p>[旭川] 継続検査<br/>         自動車重量税額 34,842.00<br/>         平成27年度工本費率(消費効率)(JC08モータ燃費値) 算定未了<br/>         平成22年度燃費基準達成車<br/>         [走行距離計表示値] 101,400km (令和1年6月25日)<br/>         [旧走行距離計表示値] 89,900km (平成29年6月22日)<br/>         平成10年騒音規制車<br/>         [受検種別] 指定整備車<br/>         [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり<br/>         [受検形態] 指定整備工場<br/>         [整備工場コード] 17-00007</p> |             |               |            |                    |        |       |       |        |        |       |       |        |



裏面もご覧下さい。